

議会受付番号	鎌議第 1308 号
質問者	上島 寛弘議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

信頼失墜行為への対応と今後

2 質問の要旨

鎌議第 1254 号に対する答弁によれば、市長は市民全体の信頼を基盤として成り立っていることを全て職員が自覚すると共に信頼回復の為に並々ならぬ努力が必要であることを全職員が認識する旨が述べられているがどのように具体的にいつまでに単純労務職や労働組合員を含めた全職員に自覚させ、認識させるつもりであるのか。述べよ。

納税課 小原芳則に係る事案について、データ改竄の実行者らへの特段の対応指導はしたのか。その内容は何か。注意をしなかったのか。戒めなかったのか。実行者は誰か。職員の年齢、入庁して何年か。実行者は反省しているか。其々本人に確認せよ。（後に実際確認をしたか確認をする）

3 答弁

平成 27 年 9 月 14 日付けの懲戒処分後に開催した臨時政策会議において、懲戒処分が行われたことを各部に伝え、各部においても部内会議を通じ各課へ周知したところです。また、同日付で市長から全職員あてに職員の綱紀粛清について通知し、市民の信頼を裏切ることのないよう求めたところです。

本事案に係り、庶務担当者であった職員に対しては、データ改ざん行為について所属長から口頭で注意をしました。

データ改ざんにかかわった職員は 2 人おり、平成 27 年 9 月 30 日現在の勤続年数は、1 人が入庁後 4 年 6 月、もう 1 人が入庁後 1 年 6 月となります。年齢については、個人情報に該当することからお答えできませんが、前者が 30 代、後者が 20 代の職員です。

なお、いずれの職員も反省していることを確認しています。